

行政常任委員会

令和 3 年 8 月 1 1 日（水）

午前 9 時 5 9 分 開 会

○南委員長 おはようございます。

少し早いようですけれども、皆さんおそろいですので、ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

本日の欠席通告者は、所用のため小川公明委員でございます。

本日の会議はお手元の事項書のとおり尾鷲市過疎地域持続的発展計画の案について、政策調整課より委員会を開いていただきたいとの申入れがあり本日に至りました。

なお、この過疎持続計画については9月定例会で予定提案議案として提出される予定でございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、課長のほうから説明を求めます。

○三鬼政策調整課長 本日は御多忙のところ行政常任委員会を開催いただき、誠にありがとうございます。

本日は政策調整課より現在策定中の尾鷲市過疎地域持続的発展計画（案）について御説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、行政常任委員会資料1を御覧ください。通知させていただきます。

よろしいでしょうか。

初めに策定の経緯について御説明をいたします。

本市は平成22年に改正された過疎地域自立促進特別措置法、旧過疎法に基づき、過疎地域として指定され、その際に本計画案の前身となる尾鷲市過疎地域自立促進計画を策定してございます。

旧過疎法は平成22年までの時限立法でございましたが、本年3月31日まで10年間延長され、本市においてもそれに伴い同計画を必要に応じながら更新して対応してまいりました。

本年3月31日に旧過疎法が廃止され、新たに過疎地域における計画的な対策を実施するため、令和13年3月31日までの10年間の期限とする過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、過疎法が本年4月1日に施行されたことから、本市においても10年間の期限のうち、前半の5年間を経過期間とする尾鷲市過疎

地域持続的発展計画を新たに策定することとしたものでございます。

次に、過疎法に基づく国の支援について御説明申し上げます。

過疎計画の策定は過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を図り、過疎地域からの脱却を目指すものでございます。

その取組を後押ししていただくため、国から過疎法に基づく過疎計画を定めている市町村に対し過疎対策事業債による支援、これは充当率100%、元利償還の70%を交付税措置としてしていただくものでございますが、それやその他の交付金、地方税の課税免除等に伴う減収補填などの支援がございました。

続いて、新しい過疎計画のポイントについて御説明申し上げます。

記載項目に目標及び達成状況の評価が追加されております。

2番目として過疎対策の項目について社会経済情勢の変化等を踏まえた見直し、これが加わりました。

この2点の変更点につきましては先ほども申し上げましたが、本計画が過疎地域の市町村が非過疎地域になること、つまり過疎地域からの脱却を目指して地域活性化の取組を積極的に推進することを目指すものであることから、以上の2点が追加されてございます。

また、過疎計画に係る過疎対策事業債対策事業につきましては、過疎計画に記載された事業であって下の表にございます国が示す記載事項に基づいて対象となっており、項目は旧過疎法から継続されてございます。

この後、別冊の尾鷲市過疎地域持続的発展計画（案）について説明をさせていただきますが、本計画に掲げる事業につきましては、本計画における事業の考え方を各課からの状況提出も含めてまとめ、過疎対策事業債の対象として政策調整課が事業を整理したものでございます。

また、本日説明いたします尾鷲市過疎地域持続的発展計画（案）につきましては、先ほど委員長も申しいただきましたが次の定例会での議案上程を予定させていただいております。

ただし、現在策定中の第7次尾鷲市総合計画との整合性を今後詰めていく必要もあることから、今後見直しが必要な場合も想定され、変更の必要が生じた場合には令和4年第1回定例会で再び議案上程をさせていただく可能性がございますので、あらかじめ御理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、行政常任委員会資料の別冊を御覧ください。通知させていただきます

す。

本日の説明ではボリュームもちょっと多いことから、今回の改正の主なポイント、また、各項目ごとに掲載してあります項目についてのみ御説明させていただきますので、あらかじめ御理解ください。

まず、9ページを御覧ください。通知させていただきます。

9ページに(4)番、地域の持続的発展の基本方針について御説明申し上げます。

尾鷲市過疎地域自立促進計画に基づき実施してきました過疎対策では、これまでハード面においては安心な教育環境を実現するため、小学校校舎の耐震整備や老朽化した各種施設、各種インフラの整備などを行ってまいりました。

しかしながら、これまで建設されてきた各種ハードの老朽化は後を絶たず、それらをいかにして市民サービスを向上させながら、今後も必要なものについては尾鷲市公共施設等総合管理計画に基づき維持管理、更新等を行っていくかにつきましては、引き続き課題となっております。

また、ソフト面においては、子ども医療費の無料化やエリアワンセグ、高齢者の単身世帯に対する緊急通報システムなど、安全・安心に暮らしていくための事業や海洋深層水や世界遺産熊野古道などの地域資源を活用した事業などを実施してまいりました。

しかしながら、現在もなお続く過疎・少子高齢化や人口の流出、産業構造の転換などの課題や多様化する市民ニーズに持続的に対応できる仕組みづくりを進めていくとともに、住みたいまち 住み続けたいまち おわせを目指し、持続的に発展するまちづくりを行うため、次の項目に重点を置いた施策を展開してございます。

その重点施策としましては、1番、まち・ひと・しごと創生、2番をおわせSEAモデル構想、3番、食のまちづくりの推進、4番、過疎・少子高齢化への対応、5番、安全・安心なまちづくり、6番、安心して暮らすための支援、7番、美しい自然環境の保全、8番、地場産業の活性化、9番、市政への市民参画の拡大と定めております。

続きまして、14ページを御覧ください。通知させていただきます。

(8)番、公共施設等総合管理計画との整合についてでございます。

尾鷲市公共施設等総合管理計画においては、公共施設に関し更新費用試算額及び将来の人口減少を踏まえ、適正な維持管理、長寿命化などによりライフサイクルを延ばすことで将来負担の均衡と低減を図ることとしており、また、インフラ資産に関しては廃止・転用することが難しいため現存するインフラを維持することを前提

としながらも、更新費用不足額及び将来の人口減少を踏まえ、必要かつ適切な更新と維持管理に努めることとしております。

本計画における自立して住み続けられる地域づくりとその持続的発展を行うためには、将来負担の均衡と低減、そして、現存する最低限のインフラを維持していくことは必要不可欠であることから、尾鷲市公共施設等総合管理計画で示した方針を踏まえて検討してまいります。

続きまして、16ページを御覧ください。通知させていただきます。

ここからは八つの項目において、各施策の体系ごとにまとめてございます。

ですので、今回掲載の方法と項目についてのみ御説明申し上げます。

まず、移住・定住地域間交流の促進、人材育成の項目でございます。

なお、ここで出てくる表現として過疎地域持続的発展特別事業とは、本計画におけるソフト事業を指すものでございますので、御了承ください。

移住・定住に関する項目としましては、ア、移住・定住、イ、地域間交流、ウ、人材育成について、まず、現状と問題点を洗い出して記載してございます。

次に、その対策を掲げさせていただきます、それを実行するための事業計画を記載してございます。

この形式で全ての施策ごとに整理をしているのが今回の案でございます。

次に、19ページ御覧ください。通知させていただきます。

ここからは産業の振興についてでございます。

ここでは、1番で農業、林業、水産業における基盤整備、ページが次に変わります、2番として漁港施設、順にいきまして、3番として農業、林業、水産業における経営近代化施設、4番として生産施設や加工施設など地場産業の振興、5番として中部電力尾鷲三田火力発電所跡地やみえ尾鷲海洋深層水事業への企業誘致、6番として観光又はレクリエーション、最後に過疎地域持続的発展特別事業、いわゆるソフト事業について述べており、現状と問題点、その対策、事業計画を記述してございます。

このような形式で最後まで行っております。

34ページを御覧ください。通知いたします。

ここでは交通施設の整備、交通手段の確保の項目でございます。

ここでは1番として道路、橋梁などの市道、2番として農道、3番として林道、4番として自動車道等、5番として公共交通など過疎地域持続的発展事業、いわゆるソフト事業については公共事業を指してございます。

続きまして、41ページを御覧ください。

生活環境の整備という項目でございます。

ここでは1番で上水道、簡易水道などの水道施設、2番で都市下水道等の下水処理施設、3番でごみ処理施設、し尿処理施設等の廃棄物処理施設、4番で火葬場、5番で消防施設、6番で公営住宅、7番で生活環境における過疎地域持続的発展特別事業の項目を掲載してございます。

続きましては、子育て環境の確保の52ページを御覧ください。通知いたします。

ここでは子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の項目でございます。

1番で保育所、児童館等の児童福祉施設、2番で認定こども園、3番で老人ホーム等の高齢者福祉施設、4番で地域活動支援センター等の障害者福祉施設、5番で福祉保健センター、6番で児童福祉、高齢者・障害者福祉、健康づくりなどのソフト事業が項目となっております。

続きまして、医療に関する62ページを御覧ください。通知いたします。

医療の確保でおきましては、1番として尾鷲総合病院において質の高い医療技術とサービスを提供する病院としての診療施設、2番としては救急医療の確保充実を行う自治体病院、また、地域医療を維持するための紀北医師会や紀北歯科医師会との連携が項目となっております。

65ページを御覧ください。通知いたします。

ここでは教育の振興の項目でございます。

1番として校舎、屋内運動場、水泳プール、教職員住宅、スクールバス、給食施設等の学校教育関連施設、2番として公民館、体育施設、図書館等の社会教育施設、3番として義務教育や図書館の情報化などのソフト事業などの項目を掲載してございます。

続きまして、74ページを御覧ください。通知いたします。

集落の整備では1番としてコミュニティーセンターなど総合的なまちづくりの拠点としての過疎地域集落再編整備事業、2番としてコミュニティーの相互連携や充実につなげるソフト事業の項目を掲載してございます。

最後77ページ御覧ください。通知いたします。

地域文化の振興等では、1番では市民文化会館などの施設や世界遺産熊野古道などの地域文化振興施設等を、2番として尾鷲節などの郷土の伝統民謡や各地域に残る地域の歴史・文化の継承などのソフト事業を項目としてございます。

最後に80ページを御覧ください。通知いたします。

ここでは先ほど来申し上げております過疎地域持続的発展特別事業分、いわゆるソフト事業、58事業をまとめて掲載してあるのがこの項目でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○南委員長 ありがとうございます。

ただいまざっと課長のほうから説明をいただきましたが、特にこれについて御質疑等ある方、御発言をお願いします。

○中村委員 お尋ねします。これは今回ソフトだけですか。

ソフト事業についてだけ、過疎地域持続的計画の……。

○三鬼政策調整課長 御説明申し上げます。

先ほどからの移住・定住や産業の項目も御説明させていただきましたが、例えば31ページ、32ページ等をちょっと御覧いただいてよろしいでしょうか。ちょっと通知をさせていただきます。

いわゆる産業の項目でしたら、先ほど申し上げました農業、林業、水産業についての現状と問題点、課題を整理した後、計画として31、32ページに事業計画をまとめてございます。

それにつきましては、基盤整備等は基本的にハード整備事業を項目として掲げさせてもらって、32ページに、7番に過疎地域持続的発展特別事業というこの項目はソフト事業を指しますので、ソフト事業とハード事業も全て今回の計画に含まれていると御理解いただきたいと思います。

○中村委員 ここの中で目的、数値化する必要がある上位計画が一番最初に説明していただいたところで、これは過疎地域から脱するための施策ですよ。

その場合、今行われていた施策についての評価ですよ。それと今後どういうふうな数値目標というのを上位法でかけていっていると思うんですけども、それはどこのページに書かれていますか。

○三鬼政策調整課長 今中村委員おっしゃられたことは現在策定をさせていただいております尾鷲市第7次総合計画の中で確かにそういう議論もさせていただいております。

というのは、現在行っている事業が特に今回この過疎地域の計画に掲げてある事業を含め、全ての事業については政策調整課で事務事業評価という形で事業の精査をしながら、次どういうふうに進めたらいいかということを経営計画の中でもひもづけて議論させていただいております。

今回御理解いただきたいのはこのお示ししました過疎地域持続的発展計画は、そういう現在の第6次総合計画の流れを引き継ぎつつ、第7次総合計画の議論も今後入れていかなければいけないんですが、そういうところも含めていわゆる過疎対策事業債を活用することを想定とした事業項目をまとめて今回お示ししてございますので、そういうことも含めて御理解いただきたいと思います。

○濱田政策調整課長補佐兼係長　　今中村委員から御指摘ありました数値目標につきましては、この計画書の13ページです。通知させていただきます。

今回初めて過疎計画の中で数値目標、基本目標を置くようにという話がありました。それにつきましては、あくまで人口に関する目標を掲げていただくようという国からの指示がありますので、人口に関する基本目標で考えられるものをこちらのほうに列挙させていただいております。

○中村委員　　この13ページに書かれている令和7年という人口目標だけがこれの目標値として書かれていて、それでいいということですか。

○濱田政策調整課長補佐兼係長　　転入転出の社会増減も本市の大きな課題でありますし、そういう取組が移住・定住であるとか、人口減少対策につながるのも、そういう部分は社会増減であるとか、生産年齢が特に南部の地域は一次産業が多いということで産業構造の問題があるのでそういうものも含めて入れさせていただいております。

以上です。

○中村委員　　それでは、これの3ページについてちょっとお尋ねしたいんですけども、これのウのところをこれを策定するに当たり、第7次尾鷲市総合計画や国土強靱化地域計画、それから、まち・ひと・しごと、その他の計画との整合性を図るところへ書かれておられますよね。でも、読んでいきますとずっとこれについては整合性が一つだけですよね。

総合施設計画との整合性を取るというふうにとりあえず一つの計画との整合性を取るというふうに書かれていますよね。それとこの3ページに書かれている全てのほかの計画との施策と一体的に講じ、好循環を生み出すというふうに書かれているんですけども、その整合性はどうなるんですか。

○三鬼政策調整課長　　御指摘の3ページに書かれています私たち基本としては全ての施策の整合性を合わせるのは当然のことでございますし、それに向けて努力をさせていただいておりますが、現在第7次尾鷲市総合計画、国土強靱化計画の改訂版、あと、まち・ひと・しごと創生は一体として今作業を進めさせていただいてお

りまして、今晚も夜、第7次総合計画の審議会がございしますが、そういうところは必ず整合性を目指してまいります。

今回お示ししたものは、まだ第6次総合計画を引き継ぎつつ議論してきたものですので、今後第7次総合計画の策定の内容で整合性を合わせるものの必要性がございましたら、先ほど御説明したとおり今後必要な修正は行ってまいりますし、その結果、いわゆる必要項目について案の修正がございましたら、年明けた議会にでも修正案を出させていただきたいというのが1点ございます。

なぜこの中で特出しで公共施設総合管理計画との整合性を重要視しているかと申しますと、やはりハード整備が尾鷲市においてはその更新が非常に財政的な課題となっております。

その中で財政課を中心にまとめ上げました公共施設総合管理計画の基本に基づいて、このいわゆる計画の内容を精査してございますので、全面的にそういう計画についての表現が際立っているものでございまして、総合計画も同じくらい整合性については気をつけていきたいと思っています。

○中村委員 地域防災計画とかももちろん入っていますよね。

○三鬼政策調整課長 そういうことも含めて考えていかなければいけない、重要項目でございます。

○中村委員 それでは、基本方針のところにはS E Aモデル構想というのが入ってくるんですけども、9ページです、すみません。9ページの地域の持続的発展の基本方針の中で、このおわせS E Aモデル構想というのが入ってくるんですけども、ここは基本方針であって、この個別を書くということはどういうことですか。

○三鬼政策調整課長 先ほど私からもこの(4)番の9ページ、地域の持続的発展の基本方針を述べさせていただきましたときに、特に次の項目に重点を置いた施策を基本方針の骨としているという御説明でございまして、まち・ひと・しごと創生、おわせS E Aモデル構想をはじめ、食のまちづくりの推進とかというふうに項目を定めさせていただいている中の一つと御理解いただきたいと思います。

○中村委員 ここは中部電力跡地を活用したとかという書き方にされるべきではないんですかね。

このもしS E Aモデル構想と言われるんやったら、これは計画とか、方策とか、そういうその細部、細かい話になってくると思うんですけども、例えば食のまちづくりとか、過疎・少子高齢化とかという同列にこの具体的な施策がここに入ってくるのは基本方針としてはやっぱりおかしいのではないかなと。

○三鬼政策調整課長　確かにまち・ひと・しごと創生、食のまちの推進というそういう項目に比べてこのおわせS E Aモデル構想というものが特に具体的な事業を指すので違和感があるという御認識かとは思いますが、私どもこの中部電力三田発電所跡地のいわゆる一大プロジェクト、再生可能エネルギーを使って雇用、産業を生み出し、集客交流を実現とするこの一体型のおわせS E Aモデル構想も一つの尾鷲のいわゆる施策の重要項目として捉えておりますので、やはりこの食のまちづくりの推進と匹敵するような中身で捉えたいというふうで今記載をさせていただいておりますので、そういうところでもし御意見等いただけましたらと思っております。

○中村委員　今言われたようにここの地域を、地区を指定して今後過疎地域持続的発展計画とされるなら分かるんですけども、この個別の細かい、例えばその食のまちで何とか食べ歩きみたいの書くのと一緒に、ちょっとこれはおかしいんじゃないかなと思うんですけども。

○三鬼政策調整課長　そうですね、一度御意見としては承らせていただきますが、私たちのちょっと考え方としては、そういう八つの項目について重要項目として整理する中での表現として御理解いただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○南委員長　よろしいですか。

○西川委員　一つ聞きたいんですけど、今これ、この尾鷲過疎地域持続的発展計画、これ、パブリックコメントやっていますよね。

昨日ある市民の方から電話があつて、一応市政に興味を持ち出してパブリックコメントを見てみたが、答えたいけれども、名前とか、全部個人情報を書かなければならないということで、仕事上その名前を出すことはできないという方からの電話があつたんですけど。じゃ、今日、議会でそのことを聞いてきますから、また、今日夜電話くださいねと言って一応切つたんですけど、これはどこまで記入せなあかんのですか。

○三鬼政策調整課長　各種計画につきまして、パブリックコメントにつきましては、この計画について広く市民の声を聞きたいという思いでさせていただいております。

今回お示してある意見提出書の項目につきましては、住所、氏名、電話番号、意見の提出者のこの方が市内在住なのか、お勤めなのかとか、そういう項目について記入をしていただきたいというふうに様式が定めてございます。

確かにパブリックコメントにつきましては、こういう項目を書いていた上

で御意見をいただくということを前提としておりますが、やはりパブリックコメントの本来の意味はこの計画に対してどういうお考えを持っている方がどういうぐらいいるのかということ調べるというか、分かることが一つの目標でございますので、それも含めて、確かに名前がないと出せないのかと言われてますとそういうわけではない場合もございますが、やはりお名前等も記入いただいた上で御意見をいただくことを前提としております。

個人情報の扱いにつきましては、やはりうちからは厳重に行いますし、パブリックコメントのまとめ方としてはこういう方からこういう御意見がございましたよという形で、いわゆる意見集約の形で整理をさせていただいておりますので、委員御質問の項目につきましては、住所、氏名、連絡先、あと、意見提出者が市内にお住まいなのか、通っていらっしゃる学生さんなのか、お勤めなのかという項目について、分類上お願いしているのが現状でございます。

○西川委員　あと一つ、今後を尾鷲に移住を考えておる方も興味を持っているみたいなんですよ。

そういう方も書けるように市内枠、あと、市外枠というのを分けていろんなところから意見を取り寄せたらもっと視野が広がるんじゃないかなと思ってるんですけど。

○三鬼政策調整課長　確かに意見提出者の区分の中にその他、関係を有するものという項目もございまして、それは例えば今後どういう、例えば移住予定なのでこういう意見を申し上げたいとか、そういうことも含めて、意見としては私たちは歓迎させていただきたいという思いですので、そういう項目も検討はしたいと思いますが、現在はその他関係を有する者という範囲の中に含めてもいいのかなという感覚がございます。

○西川委員　最後に一つ、これ、大まかな案だと思うんですけど、僕もいろいろ目を通してちょっと気になったのが36ページの市道とありますよね、道路。これ、今後、折橋の墓地のところに道路ができますよね、新しく。

そこだけでも電柱を、埋設化を先に進めたほうが、そんなん盛り込んでおったほうがいいんじゃないんですか、新たに造る道路には。ここにはそういうことはちょっと書かれていないんですけど。

○三鬼政策調整課長　今後そういう御提案の具体例も含めて、整備後には例えば市道として管理するところであるのか、県道として管理するところからの違いはございますと思いますが、やはりこういうところにつきましては、今回お示しした過

疎地域持続的発展計画に定めることも一つのお考えでしょうし、例えば国土強靱化という観点から、その他の補助事業とか有利な制度もあるかどうかということも今後、担当課を通じて検討しながらしていくものと考えておりますので、ここに記載してあることを前提に進めるというのが今回の計画の趣旨ですので、今おっしゃられた内容については確かに記載されていないのは事実でございますが、今後国土強靱化の中の議論やその他補助金、活用した事業の中で御提案の事業が実現に向けてどう議論されていくのかはちょっと今後の課題とさせていただきたいと思いますが。

○濱中委員 先ほど係長のほうから説明いただきましたその過疎債を利用した事業としてここに表すという説明がありましたね。

この大きな項目にあるその過疎地域の持続性を考えたときに、今後やはりこういう小さい自治体というのはその住民との協働であるとか、住民の方たちの協力を求める部分というのは、すごく重要になってくると思うんですね。

例えば74ページのこの集落整備の中なんかにでも、やはり自主防災とかの情報共有や相互連携というような住民との協働をうたっている部分があるんですけども、こういったことに対して、ハードの面においても、ソフトの面においてもその市行政側から市民に対してそういう情報発信をする仕組みであるとか、設備であるとかというもののその充実を図るための項目というのはちょっとこの中から読み取れないんですけども、そういった辺りにこういった計画を使って、その財源を確保するような方向というのは考えなくてよろしいかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○濱田政策調整課長補佐兼係長 先ほどからもいろいろ御意見いただいて、この過疎の計画の各項目については、この事業を追加することが可能です。

今までの過去の経過においても、その年度にいろいろ事業の議論をする中で必要な事業があれば議論の形成の中で追加していくということを取っていますので、この計画が必ずしも今定めてあるものが全ていくというものでもありませんので、今西川委員であり、濱中委員さんからおっしゃったような項目についても議論の中で入れていけるものは入れていったらいいかなと考えております。

○濱中委員 大体先ほどの説明でその3月の当初のときにも変更は可能というふうに聞きましたけれども、この計画自体のその変更のスパンであるとか、大体年に1回それを見直しをかけるのか、その都度やっていくのかという、その辺の心積もりはお聞かせいただけますか。

○濱田政策調整課長補佐兼係長 基本的には当初予算の計上のときに各課から財

政のほうに要望が上がった中で過疎が充当できるもの、充当できないもののチェックを通常はしております。

その中でこの過疎計画と照らし合わせて該当事業、過疎対策事業債の活用ができる事業として当てはまるか、当てはまらないかをまずチェックした上で、その中でこの項目上なければ入れていくと。

通常、当初予算、翌年度ですね。当初の議会があつて、その翌年度始まったときに、大体9月頃が県との起債の協議の日程と一般的になっておりますので、それまでに内容の変更をする。また、起債の同意が下りるまでに変更をかけていくという作業になるかと思えます。

○南委員長　　よろしいですか。他に。

○中村委員　　すみません、最後に1点お尋ねしたいんですけれども、10ページから11ページの安全・安心なまちづくりの中で、風水害、地震などの自然災害による災害、被害については防災対策の充実強化により長期的に見れば減少傾向と書いてあるんですけど、どこが減少なんか。

その次のページに三重県が公表した地震被害想定調査では理論上、最大クラスの南海トラフ地震で本市における発生時マグニチュード9.1、津波の高さが最大約17メートル程度と想定されておりというふうに三重県としても、本市としても、それを想定とここに明記されているわけですよ。

その中で、今後、例えば17メートル以下に避難場所をつくった場合に、そこで被災して死者が出たときに本市は想定外なので瑕疵はありませんとか言えなくなる可能性があるんで、ここについても全ての整合性をちゃんと取って、今後の過疎債を使って何か事業するときには17メートルの浸水域というところをちゃんとチェックしながらしていただければと思います。

以上です。

○三鬼政策調整課長　　表現につきましては、また、こちらでも確認をさせていただきますが、この最大17メートルのところ、確かに尾鷲湾は11メートルで、ほかの浦々の湾のところでは最大17メートルというふうに私たちも防災上のマップで確認をしておりますので、これらの表現が例えば全てが17メートルかのように表現を受け取られる場合もございますので、その辺の表現につきましては、ちょっと再考させていただきたいと思えますし、一番最初にいただきました防災対策の充実強化により長期的に見れば減少傾向にあるという表現が正しいのかという御質問だと思いますので、確かに自然災害というものは想定外もございますし、同じような頻

度で来るものでもございませんが、防災対策、減災対策が進めば被害が減少する傾向にあるという、そういう表現をここに入れた表現になっているのですが、そういうところも含めてよりよい表現がないかというところは整理させていただきたいと思います。

そういうところも含めて、パブリックコメントでいろんな意見が出てくることも想定して現在ちょっと策定中でございますので、よろしくをお願いします。

○南委員長　　よろしいですか。

○中村委員　　今浦々によって11から17と回答いただいたんですけども、地震は例えば東海、東南海、南海地震によって、発生位置が違うことによって、津波の進行方向が変わるんですよ。

その場合に本市は必ず11メートルですという、浦々によって17メートルがあるならば、その地震発生時によっては17メートルの想定も考えて行動するべきだと思いますので、そこは11メートルやから大丈夫というのではないと思いますので、よろしくをお願いします。

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

○仲委員　　説明の中で尾鷲市、以前は尾鷲市過疎地域自立促進計画という名称であったんですけど、今回過疎法の関係で尾鷲市過疎地域持続的発展計画になったということですのでよろしいですね。

それで2点ほどお聞きしたいんですけど、この自立促進計画を立てた中で、国の過疎債総枠と市町に過疎債を配分できる額、例えば三重県でもいいんですけど、概要が分かれば一つ。

それから、その尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略もこれ、生きておると思うんですね。

この尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略と今回の尾鷲市過疎地域持続的発展計画の関連を御説明ください。

○濱田政策調整課長補佐兼係長　　それでは、まず、1点目なんですけれども、まず、過疎の国の予算額、地方債計画額につきましては令和2年度になります、4,700億円となっております。

令和3年度は5,000億円に300億円アップしております。その中で三重県の各市町に配分された額につきましては、トータル一次協議分で24億7,900万円となっております。

本市、尾鷲市に配分された額につきましては、約2億1,000万程度と令和2年度はなっております。

この配分額につきましては、近年の動向からして特別枠、光ファイバーであるとか、いろんな特別枠で先に優先配分をされるという状況がありますので、なかなかそういう特別の優先枠に入らない事業については、過疎配分枠がどんどん減っていくという傾向になっております。

次に、まち・ひと・しごと創生戦略と本過疎計画との関連性につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましても、主に人口減少対策を基にした戦略となっております。

今回過疎地域持続的発展計画につきましても、同じく国のほうからは過疎地域からの脱却を目指すということで、人口減少対策を基本目標に添えるであるとか、そういう視点に置いた中での取組を進めていけということになりますので、大いに関連性はあると考えております。

ですので、トータル事業が特化されたまち・ひと・しごと創生の事業と今回の過疎の全部の地域全体にわたるものと若干マッチというわけに、全体の過疎計画の一部、特に特出し部分の取組がまち・ひと・しごと創生戦略のほうの取組として、事業として書いてあるというふうに理解していただければいいかと考えます。

○仲委員　　実は以前から僕は思っておったんですけどこの過疎債が創設されたときは、合併特例債なんか、ほかの市町村があつて、8億円程度の配分があつた時期もあつたんですね。それがだんだん下がってきて、今2億という話なんですけど、県とのレベルの話で各市町が大型事業をするには、やはり同じ配分の2億では事業はできないというような考え方もあると思うんですわ。

大型事業をする場合は上乘せ額があつたり、それがなくなるときは逆に減つたりというような部分、県との協議というのはやっぱりできそうですか。できるかどうか。お答えを。

○三鬼政策調整課長　　過疎債の枠の協議につきましては、やはり市全体の中でどういう計画が年次計画であるかということを前提に、あらかじめいわゆる先を論じてしなければいけないと思っております。

現状では私たちの中で共有しているのは財政課が窓口ですので、財政課につきましては、県の担当部局とも常時そういうことも含めながらお話しはしておりますが、その見通しにつきましては、今後いろんないわゆる要請や陳情も含めて充実させていかなければいけないなというふうに聞いております。

○濱中委員　今の関連なんですけれども、三重県内でこの過疎債の該当する自治体は幾つありますか。

○三鬼政策調整課長　現在、全部過疎地域が7市町ですね。

というのは、29市町うち、過疎に関係する市町が10ございまして、全地域、いわゆる尾鷲市のように市全体が過疎地域として指定されているものが鳥羽市から以南の7市町でございます。

一部過疎を有する市町村、志摩市なんかは、旧の合併したまちのうち、一部は過疎で、過疎じゃないところもあって、市の中に混在するところが三つございます。

全部で10のうち、全域が過疎地域と指定されているのが尾鷲市をはじめとする7で、一部が例えば津市でしたら美杉村とか、そういうふうな合併した市町でしたら一部がなっているところが3、全部で10でございます。

○南委員長　よろしいですか。

他にございませんか。

今ちょっと私のほうからも、西川委員さんから地中化計画もやはりこの過疎計画の中へ落とすべきだという御意見がございましたけれども、最終的には第7次の総合計画の整合性を見て3月でも、なお、再度計画を入れることができるというお話をいただいたんですけれども、ぜひともその地中化問題というのは恐らくこれからもどんどん進めてくる事業でございますので、ぜひともこの市道の中で落としていただければいいのじゃないかなというお話を聞きながら思いましたので、ぜひとも再考というか、入れていただきたく思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　今の仲委員さんからの指摘がございましたように当市としてもあれですね、現在過疎債で約30億ぐらい利用させていただいておりますね、今ね。

それで今僕もちょっと財政のほうで調べてきましたら、一番多いときは平成26年の保育所の計画のときに約6億余り過疎債を充当させていただいたとということなので、その後は2億弱ということで、ぜひともいろんなメニューがある中でございますけれども、優先順位を明確にした利用をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それとパブリックコメントのほうなんですけれども、8月24日までを新聞で見る限りでは出ておりましたけれども、この24日まで待っておったら、上程のもし

パブリックコメントあったときに何かこの入れることができるの、僕は不可能じゃないかなと思うんやけどね。9月は上程するという意味では。24日まで待つておると。そこら辺はどんなんですか。

○三鬼政策調整課長 たしか今回9月議会でお願いしたいという意味は、令和3年、今年の4月に遡ってこの過疎対策事業債を活用するための県からの一つの全市町に対する一定の期限がこういう時期になっております。

24日とってパブリックコメント定めさせていただいた中をどういうふうに整理するかも含めて、できる限り今回の9月上程に間に合うように作業はさせていただきたいとは思っておりますので、また、御相談をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○南委員長 分かりました。

9月定例会でこの案が上程されるということでございますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

これで特にその他のほうはございませんか、報告として。

本来、今日本当は港まちづくりビジョンのほうもやる予定でいたんですけれども、この前も商工会議所さんのほうから何かの会議をつくるということでこの要望がございましたように、その件につきまして、今月27日ぐらいを委員会としてまた予定しておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

ちょっと議長のほうから発言を求められておりますので。

○三鬼議長 すみません。ちょっと新型コロナウイルス感染症の件につきまして、報告というか、皆さんにお知らせをさせていただきたいので1常任委員会ということで全ての課を担当しておるとということで、全協開くまでもないということで委員長にお願ひさせていただきました。

まず、1点につきましては、本市におきましてもコロナウイルス感染症の拡大傾向にあるということから、市長においてもワンセグを通じましてメッセージの中で不要不急の県境を越える移動は避けてください。感染リスクが高まる大人数や長時間に及ぶ飲食は避けてください。熱中症に注意しマスクの着用をはじめ、密の回避、手洗い、消毒など、基本的な感染防止対策を徹底してくださいということで、こういったことにつきましては、令和2年4月24日、それから、8月19日に市議会といたしましても対応について申合せ事項を議論されておりますし、事項をつくっております。

この申合せにつきましては、改選がございましたが、新型ウイルス感染症拡大が

抑えられ収束の見通しが立ったときに県等が判断するまでの間、継続的に取り組むということになっておりますので、引き続きこういった対応を取っておることが1点でございますので、いま一度この申合せにつきまして、皆さん御確認の上よろしくお願ひしたいというのがまず1点と。

それから、もう一点につきましては、今回県のほうが8月6日から8月31日まで、三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」を発出いたしております。

そういった中で感染拡大があったということで、8月7日以降の感染事例分の患者ごとの詳しい情報というのが掲載されなくなっております。皆さんにタブレットでお知らせしておいた部分につきましては、その部分を皆さんにお知らせしておいたわけなんですけど、そういったことがされないということで、職員も日曜日とか休みよっても患者が出るとか、県のほうから情報があるとその都度出てきて、皆さんのところに、お手元に送っておいたんですけど、こういった詳細な掲載がされないということが1点ございますのと、患者が発生するたびに市の公式ラインにおきまして、患者発生について情報がございまして、ホームページに必ず載っておりますので、この職員の、うちの議会事務局のほうからこういったのを送るのがあまり効果ないというんか、そういったことがありますので、皆さんにおかれましては、自分自身でスマホ持っておられる方におきましてはラインであるとか、ホームページも見られると思いますし、タブレットを全員に配付しておることがございますので、できましたら毎日タブレットを使っていただければといいますと、あと、いただいております情報につきましては、三重県の情報ですので三重県コロナと打ちますと三重県からの発表されておる部分が全て載っておりますので、パソコンであるとか、スマホ、タブレット等で御検索していただけたらということで、今後このタブレットのほうに連絡が行かないので、その辺の確認につきましては、皆さんここで対応お願ひしたいというのとこの感染症に対する申合せは生きておるということで感染拡大、特に市役所であるとか、議会において患者が発生すると大きな問題にもなりますので、議員の皆さん、それぞれ心がけはされておると思うんですけど、いま一度確認ということでこの場を借りてちょっと報告させていただきました。

以上です。

○南委員長　　ありがとうございました。

ただいまの報告について特にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　やはり当市内でも感染者が若干増えてきておるということで、お互いに十分気をつけて、できる限り不要不急の外出は私自身も控えるようにしておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それと今27日、常任委員会を予定しておるということで報告させていただいたんですけれども、その前日の26日にも管内視察のほうを市内視察ですけれども、予定しておりますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

ちょっと……。

○三鬼議長　それから、皆さんいろいろ御用とかそういうのがございまして、本会議臨時会につきましての日程につきましては、議会運営委員会の承認を得ないという確実な日程は分かりませんが、検討しておる日程ぐらひは皆さんから議会事務局のほうに問合せしていただくなり私のほうに言っていただければおおよその日程については3月、6月、9月、12月は本会議が大方1か月近くあるというのは理解をしておいていただきたいと思うんですけど、それも含めてお問合せいただければ、こういう時期です。

ただし、今お話しさせていただきましたように本会議につきましては、議会運営委員会の承認がないと確定とは言い切れないんですけど、近い日にちぐらひは皆さんにお知らせできると思いますので、そういったことの情報であるとか、協力は存分にさせていただいた中で感染対策を気をつけていただきたい。

とにかく市外、県外から由来の感染が多いということがございますので、その辺につきましては、皆さん議員として尾鷲市議会議員としての日常の対応も含めてよろしく願いをいたしたいと思います。

○濱中委員　すみませんちょっと確認なんですけれども、例えばどうしてもということで県外へ出かけられた場合のその待機の日数というのを改選前に今まで決めたのは長過ぎやせんのかという意見があって、今後のそのコロナの感染状況であるとか、国からの発表、厚労省の発表を見極めて再検討もありのような感じのところまで終わっておるんですけれども、今のこの状況を見て現行の申合せのまま2週間というので確認させてもらってよろしいですか。

○南委員長　一応ルールとしては2週間という日にちが決めておりますので、特に議長のほうから2週間でええのかという話で。

○三鬼議長　すみません、改選後の6月11日に……。

(発言する者あり)

○三鬼議長　タブレット、はい。

先ほど申しました令和2年8月19日に皆さんと議論をさせていただいて、継続しておるということでこのようにしております。

不要不急の外出は自粛していただきたいということなんですけど、不要不急でない方もおるかと思しますので、そのときは議長に云々ということがございますので、日程的には14日間ということは、このときから変わっておりませんので御理解願いたいと思います。

○南委員長　基本的にはそうなんですけれども、最終的には議長が判断することでこの限りではないということがありますので、御理解を賜りたいと思います。

○中村委員　最近コロナがよく分かってきて、変異株でも大体5日で発症するようなんですよ。

ほんでそれとか今PCRも2,000円ぐらいで安くなっていますので、かわいそうに議長一任されても、そんなこんな医学的なことをあんたはええよ、あんたはあかんよみたいなことができひんと思うので、そこらというのは本当に今後治療薬が出てくる見込みもあるし、いつまでもその14日というところにこだわるというのはどうかなと思うんですけれども。

○三鬼議長　お気遣いありがとうございます。

確かにそのとおりでございますので、不要不急でないということで出た場合は、少なからずとも今現時点では四、五日とか1週間ぐらいはできるだけあまり外へ出ないとか、体調を確認してくださいとか、直前に会議があるのであればできたらPCR検査を受けてくださいというのは申し入れることは、それぐらいはしなくちゃいけないかなというぐらいは思っています。

ただ、今後につきましては、今の薬であるとか、全体的な統計的なもんを見ながら皆さんとまた、御相談させていただきながら基準を確認させていただきたいと、今言えることはそれぐらいだと。ありがとうございます。

○南委員長　はい、よろしいですね。それでは、閉会中の委員会を終了します。ありがとうございました。

十分熱中症には気をつけてください。

(午前11時00分 閉会)